平成２７年（フ）第２５１号
茨城県坂東市馬立124番地１、前住所東京都江戸川区中央２丁目４番１―503号
債務者　小笠原英利
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６８号
富山県高岡市早川26番地４　コーポサンライズ107号
債務者　平原　春美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２４３号
石川県かほく市内高松コ23番地１　第５香林ハイツ202号、従前の住所石川県七尾市万行町26部17番地３
債務者　八島　　孝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６８号
石川県野々市市田尻町53番地　オアシスガーデン302号、従前の住所石川県白山市森島町う43番地10
債務者　林　　雅子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４号
長野県上田市住吉2904番地１　サンハイツ大久保Ａ201号
債務者　沼田　竜司
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３９６号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　33号棟309号室
債務者　石塚　恵子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９３号
大津市南郷４丁目32番８号、前住所京都市山科区東野森野町10番地の２　サンルシエル山科森野町102号
債務者　朝永　貞美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３７号
大津市関津４丁目３番24号サンクチュアリⅢⅡⅢ105
債務者　岡崎　貴司
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４０号
大津市大門通18番24号
債務者　神久　則之
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４８号
滋賀県甲賀市土山町前野144番地１
債務者　望月　　薫
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５７号
滋賀県愛知郡愛荘町常安寺702番地
債務者　寺本　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３８０号
兵庫県神崎郡市川町西川辺487番地の２
債務者　多田　　久
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４５２号
兵庫県加古川市平岡町新在家495番地の１パインズコート103号
債務者　西平　雅美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１３号
奈良県生駒市高山町6467番地
債務者　久保　初子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３５３号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1136番地の７改良住宅272号
債務者　吉川　　直（旧姓後田）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２号
山口県下関市中央町７－１－６－102、住民票上の住所山口県下関市羽山町14番17号
債務者　和幸ことドリームスターこと　梶間　和彦
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係